

日本の海南島侵略（1939—45年） 軍事占領から空間の総体的領有へ

齊藤 日出治

The Aggression to Hainan Dao by Japan (1939—45)—From Military Occupation to
Total Domination of Space

Hideharu SAITO

一 海南島「朝鮮村」の朝鮮人虐殺

わたしたち（「紀州鉾山の真実を明らかにする会」）は、地域史の掘り起こしを通して日本の戦争責任を問う運動の一環として、紀州鉾山に着目してきた。紀州鉾山は、紀伊半島南端の三重県紀和町でかつて石原産業が開発し経営していた銅の鉾山であるが、アジア太平洋戦争のさなかに1000名にのぼる朝鮮人が強制労働を強いられていた。この事実をつきとめたわたしたちは、石原産業が作成した就労者名簿を手掛かりにして、韓国にわたって就労体験をもつ存命者を捜しだし、聞き取り調査をおこなってきた¹⁾。

そしてこの調査の過程で、石原産業が紀州鉾山の開発に着手する（1935年）よりも早く、マレー半島をはじめとする南方で海運事業や鉾山開発事業を進めていたことを知る²⁾。この事業を足がかりにして、石原産業は1939年に日本軍が海南島を軍事占領すると同時に、海南島の田独鉾山という鉄鉾石の鉾山開発に着手する。そしてこの鉾山開発にやはり多くの中国人・朝鮮人を徴用して、強制労働を強い、そこでも多くの犠牲者を出した（田独鉾山には犠牲者を追悼する石碑がある）。わたしたちはそのことを知り、その事実調査のために、海南島を訪れた。

そして田独鉾山の強制労働を調査する過程で、偶然に戦時中における日本軍による朝鮮人の大量殺戮の事実を探り当てる。田独鉾山の近くに先住民の黎族が住む村（三亜市郊外の南

1) 紀州鉾山の朝鮮人労働者の強制労働については、「紀州鉾山の真実を明らかにする会」による『現地調査報告』1・2、金静美[1997]、佐藤正人[1997]、齊藤日出治[1998]を参照されたい。

2) 石原産業の南方事業に関する企業史については、齊藤日出治[1998]を参照されたい。

丁村の一部)があり、その村は「朝鮮村」と呼ばれていた。朝鮮人がひとりも住んでいないその村がなぜ「朝鮮村」と呼ばれているのか。その由来を探っていくと、日本軍が海南島を占領していた時期に、軍用の工事や鉱山開発の労働力として朝鮮半島の刑務所から服役囚を大量に送りこんで、労働させ、敗戦の末期に「朝鮮村」でかれらを大量に殺害し地中に埋めた、という事実があかるとなる。大量の遺体が埋められたその場所は、「南丁千人坑」とも呼ばれている。

最近になって、わたしたちは朝鮮総督府が朝鮮人の服役囚を海南島に派遣したことを示す公文書入手した。内務省発管第72号の「朝鮮総督府受刑者海南島出役ニ伴フ監督職員等増員ニ関スル件」がそれである。この公文書は「昭和18年4月12日」の日付で、内務大臣湯澤三千男が内閣総理大臣の東條英機に当てて発した文書である。そこには「海南島労務需給ノ現状ニ鑑ミ朝鮮総督府受刑者約二千名ヲ同島ニ出役セシメ不足労務ヲ充足スル為第二予備金支出ニ依リ別紙ノ通増員ノ必要ヲ認ム 右閣議ヲ請フ」と記されている。この要請文は閣議を経て、法務局が「本件ニ係ル増員ハ支障無之」「昭和18年4月19日付」という決定を下す。

この文書には、出役に関する「実施要綱」が付されており、冒頭で「出役ノ目的」として、「海南島鉄工開発並ニ軍事施設造成ノ為多量ノ労務ヲ要シ島内ハ・・台湾、南支等ノ労務ヲ重点的ニ配置シツツアルモ尚不足セル處朝鮮ニ於ケル刑務所収容力ハ既ニ飽和状態ニ達シ収容余力少キ事情ニ鑑ミ朝鮮総督府受刑者ノ一部ヲ同島ニ出役セシメ労務ノ充足ニ資スルモノトス」

つまり、日本軍は海南島の鉱山労働力、あるいは飛行場や道路建設工事の労働力の不足を補うために、すでに収容力が限界状態に達していた朝鮮総督府の刑務所から受刑者を海南島に派遣する計画を立てたのである。その数は累計でおよそ二千名と記されている。

服役囚は「南方派遣朝鮮報国隊」として組織され、1942年末から44年3月ころまで8回に分けて派遣された。海南島の村民は、当時、青色の服を着た朝鮮人が道路工事をしたり洞窟を掘っているのを目撃している。この作業の過程ですでに飢えや病気で、あるいは日本軍の暴行を受けてかれらの多くが死亡している。そして日本軍は45年の夏ころ、生き残った朝鮮人労働者を「朝鮮村」に集めて、かれらを銃殺あるいは撲殺し、村外れにまとめて埋葬した。その虐殺の現場を目撃した村民から、その様子を実際に聞き取ることができた。証言によれば、日本軍は朝鮮人に朝鮮人を殴らせて死亡させ、朝鮮人に穴を掘らせて埋めさせた、と言う。その数は1000名にもものぼるものと思われる。

わたしたちは1998年以来数度にわたり海南島を訪問して、「朝鮮村」の虐殺に関する聞き取り調査を進めてきた³⁾。2001年1月には、わたしたちの会と韓国MBC（文化放送）は、韓

3) 「朝鮮村」の朝鮮人虐殺についての聞き取り調査については、「紀州鉱山の真実を明らかにする会」の調査報告[1998][2000][2001][2002][2003][2004]を参照されたい。また海南島に関する拙論としては、斉藤日出治[1998][2003a][2003b]がある。

国の忠北大学校遺骸発掘センターの大学院生の協力を得て、「朝鮮村」の遺骨の発掘調査をおこない、85体の遺骨を発掘した。遺骨の脇には日本軍の軍隊手帳、白いボタン、針金などがみつかった。「朝鮮村」の大虐殺については、戦後60年を経過しようとしている今日もお真相の究明がなされていない。殺された朝鮮人の氏名、身元などまったく不明である。日本軍は1939-45年の海南島の占領期に、「朝鮮村」の大虐殺をはじめとして、海南島の各地で地元住民の強制労働と虐待、各地の村の襲撃と村民の大量虐殺、中国人・朝鮮人の大量連行と強制労働・虐待、さらには中国人・朝鮮人・地元民の女性の「従軍慰安婦」としての徴用、をおこなった。それらの実態についてもまた、ほとんど究明がなされていない。

本論文は、このような日本の戦争犯罪の実態を究明し、日本の戦争責任を明確にするための作業の一環である。本論が主要な課題とするのは、アジア太平洋戦争時における日本軍の海南島侵攻がたんなる軍事作戦の遂行ではなく、きわめて綿密な「開発計画」をともなったものであり、その当初から海南島を日本の経済的再生産構造のなかに組み込もうとする意図がこめられていた⁴⁾ことを、軍部の原資料を中心にして浮き彫りにしようとするものである。本論文が海南島の住民をはじめ、中国、朝鮮から多くのひとびとを連行し労働を強制し殺害した日本の戦争犯罪の責任を究明するための一助となれば幸いである。

二 日本軍による海南島の占領政策

1939年2月10日、日本軍は島の主要都市・海口に近い澄邁湾に上陸し、島を占拠する⁵⁾。当時の外務大臣有田八郎は、「海南島の占領はあくまでも日中戦争解決を目的としたもので領土的野心はない」と述べた。だが英仏米の諸国は、この占領が「英領ボルネオ、マレーをその経済自給圏に組み込もうとする日本の長期計画の一部」として警戒を強めた。

そして諸外国のこのような警戒は当たっていた。日本は占領の当初から軍事作戦の目的だけでなく、不足する軍需物資、食料、鉱物資源の開発を目的として、海南島の資源を収奪し、日本にとって食料や原材料を恒久的に確保する南洋の拠点として海南島を位置づけ、「産業

4) 戦後の1949年に発行された『日本人の海外活動に関する歴史的調査』海南島編、では、「海南島における日本経済発展概況」あるいは「日本の計画経済の拡張」というタイトルが付されている。この書では、《海南島の経済開発が日本経済の発展の一環である》という認識が敗戦の後になっても当然のごとく述べられている。このことに何の疑念も抱かれていないということは驚くべきことである。そして日本による産業開発政策が海南島の歴史の一大転換であることが強調されている。日本軍の占領によって、「南シナ海の孤島たる海南島の二千年の眠れる歴史に一大変化を展開し始めたのである」(84頁)、と。

5) 作家の火野葦平は、日本軍が澄邁湾に上陸したとき、軍の報道員として2月10日から19日まで行動を共にし、その報告を『海南島記』として記している。そこでは、海南島の住民をはじめから蔑視する態度が記述のなかに露骨に表現されている。

「住民たちは粗末な汚れた着物をまとい、ことごとくはだしで、赤銅色の皮膚に、てらてらとした大きな額を光らせ、南洋の土人に近い表情をたたえていた。」(同書、13頁)

開発]、「都市開発」に関する要綱を作成し、日本の民間企業と結託して、その準備を進めていたのである。

日本の南方進出を推進したのは海軍であった。陸軍が「北進」と「満州国」の建設を推進したのに対して、海軍は南方の石油資源の獲得を目的とした「南進」を提言し、日中戦争が長期化する中で、南方進出の軍事的拠点として海南島の占領が敢行されたのである。

海南島の占領時に日本が国際的に表明していた占領の理由は、対中戦争における純粋に軍事戦略的なものであった。つまり、当時海南島は中国本土（重慶）に軍事物資を補給する中継基地となっており、中国に対する海上封鎖を完璧なものにするためには海南島の「制圧」が避けがたかった、という理由がそれである。

そのために、戦時中の軍部の行動をテーマにした戦後の研究においても、海軍の「南進論」、あるいは南進論における軍部の役割といった軍事作戦についての研究は多いが、たとえば海軍の「南方における統治政策」といった研究はきわめて少ない⁶⁾。それはたんに史料が欠如しているという理由だけでなく、「そもそも海軍に占領地を確保し、持久戦をおこなうという戦略思想がなかったことにある」（小池聖一[1995]135頁）ためだとされている。

だがはたして日本の軍部は、当面する軍事作戦という目的だけで海南島の占領をおこなったのであろうか。敗戦後の1949年に刊行された『日本人の海外活動に関する歴史的調査』の海南島編（第19巻）では、海南島占領の目的が二つであったことが挙げられている。

ひとつは、「南支海域の封鎖」である。つまり中国軍によって「重慶への軍事物資の補給の中継地として海南島が使われているのを阻止するために占領を実行し、南支海域を封鎖することがそのねらいであった」（同書、85頁）

だがさらに日本軍にとっての積極的な占領目的は、「不足する軍事物資の補給地」の確保であった。日本は国際的な立場の悪化にともなって、「輸入商品（綿花、ゴム、砂糖、鉄、銅、石油、ガソリンなど）の輸入が困難となるため、経済ブロック（朝鮮、満州、北支など）による確保」が図られた。「海南島は亜熱帯地方であることと、鉱物資源が豊富なこととにより、産業開発が第二の占領目的であった」。そのために「住民の協力」を必要とし、「住民の保護と指導を推進」（85頁）する必要があった。

この後者の目的には、たんに資源の獲得という直接経済的な次元を越えて、海南島の経済と社会を総体として日本の領土としてわがものとするための開発政策という意図がこめられている。たとえば、占領時に日本は、大学の研究者が政府の依頼を受けて海南島の実地調査

6) たとえば、太田弘毅[1982]、[1983]、小池聖一[1995]などの数少ない研究がある。また井本熊男『支那事変作戦日誌』(210-74-I)のように、海軍の構想力に着目した者もいる。「海南島に対する海軍の企図は遠大なものがあり、その構想においては陸軍の満州に対する企図に匹敵するほどであった。」(同書三二八頁)。井本は一九三八年四月に海軍が台湾総督府に海軍武官府を設立し、南島計画をすでに作成していたという経験を踏まえて、海南島を「南方外地の統合」、「帝国の南方前進の拠点」にしようとしていたことを指摘している。

をおこない、産業開発の将来について詳細な報告書を作成している。

その一例が1940年6月に外務省通商局から発刊された『海南島農業調査報告』である。著者の東京帝国大学教授の野口弥吉と助教授の藤原彰夫が、1939年2月に日本軍が海南島に上陸し軍事占領したそのわずか2カ月後の4月下旬から40日間にわたって、外務省の委嘱により島に滞在して、農業調査に従事している。調査は陸軍参謀本部、海軍情報部との緊密な連絡をとりつつ、部隊と行動をともにして査察と調査がおこなわれたと記している。

その意図はあきらかである。日本は海南島を日本の農業生産と食料確保の重要拠点にしたいと考えていた。著者たちは、その序文で海南島が「農業方面においても、将来あるいは我が南洋の宝庫になるのではないかとの声が高く叫ばれて」おり、そのことを確かめることが調査活動の主旨であったと述べている。

報告書は、海南島の農業概観（海南島の気象条件、土地利用状態、農村事情、農業生産）、および海南島の土壌に関する調査（花崗岩、玄武岩、砂岩、河川沖積土壌などの土壌分析）、など多岐にわたって詳細な調査報告をおこなっている。そして報告書の最後で、著者たちはつぎのように結んでいる。「海南島は只あるがままでは南海の宝庫でもなく、また反対に、とるに足らぬ瘦廢した孤島でももちろんあり得ない。これからの問題は海南島を経済化してゆくことであり・・要はその経済化＝開発の施策いかにかかることである」（105頁）、と。そして、そのための施策として、農業生産力の向上、華僑対策（華僑の送金を本島開発のための民族資本として利用する）、資本投下と開拓民の移民を挙げている。とりわけ、最後の施策は、日本が農業開発を目的とした移民を送りこんで長期的な農業開発をめざしていたことを物語っている。「海南島の経済化」、それは海南島の自然と社会の生産力を日本の経済的再生産構造の中に位置づける構造編成の過程を意味していた。

海南島の占領直後に占領軍がうちだした施策のうちに、この意図を読み取ることができる。これらの施策は、時の経過とともに、経済問題についての緊急課題への取り組みを強調するようになっている。まず占領直後の1939年2月16日付けの「海南島占領ニ伴フ政務処理要綱案」では、基本方針として、海南島を「政治上軍事上及経済上帝国ノ特殊權益地域トスル」必要があるが、「差シ当タリ国軍ノ作戦並ニ治安維持ニ必要アル範圍ニ止メ努メテ島民ノ協力ヲ促スモノト」し、政治指導については、「特ニ軍政ヲ行ハズ政務ノ施策ハ支那側ノ自治ニマツモノ」としている。また経済指導についても、「差シ当タリ島民ノ生活ヲ安定セシムルコトヲモツテ主眼トシ将来ニオケル我方ノ発展ニ備ヘ現地ノ実情ノ調査ヲ開始スル」としている。

また3月1日海口連絡会議における「海南島ノ施策要綱」においても、在来の政治制度を踏襲しながら、治安維持会をそこに統合して、「住民ノ自治ヲ尊重スル」ことを謳っている。住民が「帝国ノ指導ヲ歓迎スルカゴトクナラシメ以テ実質的ニ日支人共存共栄ノ範ヲ具現セシムルヲ」統治政策の基本とする、と述べている。経済に関しては、農業・畜産・鉱業・漁

業を重視する旨が謳われている。

さらに3月16日付けの「海南島占領ニ伴フ政務処理要綱案」でも、政治的には治安維持と「支那側ノ自治」が謳われ、経済指導については、「島民ノ生活ノ安定」、「円ブロックヘノ包含」「本邦トノ貿易」が目標として掲げられる。

だがこの「要綱案」では重要な新方針がうちだされている。つまり従来の行政単位を尊重することを謳いながらも、「ナルベク速ヤカニ行政単位ヲ統合スル最高機関ヲ設」ける必要を指摘している。また経済についても、日本の需要に応えるべく鉱物資源の開発を積極的に推進し、未採掘の鉱山の試掘を急ぐことを訴えている。また文化面でも、「日本文化ノ浸透」を促し、「日本語教育ノ普及」と「職業学校ノ設立」を強調している。

また3月1日に「海南島金融対策要綱（試案）」が發布され、日本軍の「軍票ヲ本島ノ基本通貨タラシムル」こと、そのために「日本側ノ銀行ノ出張所ヲ速ヤカニ設置」する方針が提起される。

さらに4月24日の有田外務大臣による「海南島政務暫定処理要綱ノ件」（「支那事変関係一件ノ占拠地内施政関係」）になると、「作戦ノ遂行並ニ治安ノ確保」に加えて、「我が国ノ不足資源ノ急需ニ対応スベキ重要資源ノ調査及獲得」が強調される。鉱物資源の採掘、および食料、農産物の確保が急務として強調されるようになる。

このように海南島を占領した軍部の深層の目的は、日本社会におけるひとびとの社会意識においても共有されていた。当時の日本では、軍事占領とともに海南島に対する関心が異常に高まり、海南島に関する多くの刊行物が発行されるようになる。1939年の軍事占領から45年の敗戦にいたるまで、日本では海南島に関する出版ラッシュのような状況が生まれる。1930年代から45年までの海南島に関する日本での刊行物を列挙してみると以下のごとくである。

- 1936年 後藤元宏『海南島—南支那海の一大宝庫』武道社
陳銘枢編著（井出季和太訳）『海南島志』台湾総督府熱帯産業調査会
- 1937年 『最近の海南島事情』台湾総督府熱帯産業調査会
勝間田義久『海南島最近事情』熱帯文化協会
- 1938年 菅勇『南海の宝庫海南島』清水温古堂
- 1939年 千葉燿胤『海南島の研究』貿易奨励会
末吉才助『海南島体験実記—大支那の片目』南洋協会台湾支部
朝日新聞社編刊『支那事変写真全輯』5（海南島・南昌作戦）
火野葦平『海南島記』改造社
結城源心『南支那の宝庫海南島』宮越太陽堂書房

- 井出浅亀『海南島より仏印へ』皇国青年教育協会
 田曙嵐『海南島旅行記』（第2版）中華書局
 『海南島読本』南支調査会
 『海南島の民族と衛生の概況』東亜研究所
 『広東福建読本』東亜実業文化協会
 片山透『海南島とはどんな処か』昭和書房
 多田恵一『往け海南島へ』南洋開発社出版部
- 1940年 慶応義塾大学海南島学生医療奉仕隊『海南島報告記』慶応義塾大学医学部海南島学生医療奉仕隊発行
 中支建設資料整備委員会編訳『海南島』
 『海南島及広東視察調査復命書』台湾総督府林業試験所
 『海南島ノ植物』増補改訂版、東亜研究所
 『新天地海南島写真集』海南印刷公司
 野口・藤原・高橋『海南島農業調査報告』外務省通商局
 『海南島に関する資料』興亜院政務部（興亜資料、経済編第76号）
 中支建設資料整備事務局編訳『海南島熱帯作物調査報告』（編訳彙報第36編）
 『最新海南島詳図』日本名所図絵社
- 1941年 陳銘枢編著、井出季和太訳『改定海南島志』松山房
 水平讓『海南島紀行』光畫荘
 南方産業調査会編『海南島』南進社
 馬場秀次（海南島聯合会主事）『海南島とその開発』武蔵書房
 『海南島農林産業開発参考資料』第1-17号、台湾総督府外事課
 『海外拓殖事業調査資料』第44-49、54、56-8号、拓務省拓南局
 日本栽培協会編『海南島の綿作』台湾総督府殖産局（日綿資第16輯）
 『最新詳細海南島大地図』東亜地理調査会
 『実用海南島案内』東亜地理調査会、日光堂商会
 多田恵一『大ボルネオと海南島』大日本国民中学会
 『海南島語会話』台湾南方協会、三省堂
- 1942年 『台北帝国大学海南島学術調査報告』第1回、台北総督府外事課
 『海南島地志抄』東亜研究所
 石山賢吉『満州・台湾・海南島紀行』ダイヤモンド社
 『海南島・フィリッピン・内南洋』（南洋地理体系2）ダイヤモンド社
 吉川兼光『海南島建設論』大阪屋号書店
 正岡幸孝『海南島記：ある軍医の診療記』博文館

- 伊藤金次郎『暁の海南島』忠文館書店
 秀島達雄『香港・海南島の建設』松山房
 飯本信之／佐藤弘『南洋地理体系』ダイヤモンド社
- 1943年 小葉田淳『海南島史』東都書籍
 津村敏行『南海の日章旗』海洋文化社
 『海南島全図』台湾総督府内務局土木課、南方資料館
 『黎族及其環境調査報告』第一輯、海南海軍特務部政務局
 『南方文献目録』東京商科大学東亜研究所
- 1944年 正宗巖敬『海南島植物誌』台湾総督府外事部
 香坂順一『南支那民俗誌 海南島編』台湾総督府外事部

この時期に、海南島は日本人にとって注目の的であり、日本の「領有権」が行使される空間であるかのように感じられた。そこは、日本が自由に開拓しその自然の恵みを気ままにひきだすことのできる《南洋の宝庫》であるとみなされたのである。熱帯植物・綿作などの農業調査、地図関係、会話、衛生状況、民俗など海南島に関するあらゆる事柄が関心の対象となり、海南島が日本の社会にとって身近な存在になっていることがうかがえる。この時期の出版ラッシュは、このような当時の日本人の社会的なメンタリティを物語っている。それは日本軍の軍事占領の上に映し出された幻影であり、共同幻想であった。そのほとんどの記述は、海南島の占領を当然なものとし、日本軍が「現地のひとびとと融和して」協力体制の下に軍事占領が進められているかのような記述が目立つ⁷⁾。

三 土地の所有剥奪

1 土地政策の基本理念

日本が海南島の土地を支配するためにまず着手したのは、土地所有制度の整備であった。海南海軍特務部が作成した『海南島土地処理要綱』（支那事変関係一件／占拠地内施政関係）は、海南島の占領がたんなる軍事目的ではなく、「大東亜建設」の基礎を築くためであることが謳われ、そのために土地制度の確立が必要であることが強調されている。

7) たとえば、海軍従軍画家の黒崎義介が描いた画集『軍艦旗の行くところ』（フタバ書院）では、海南島の榆林港における先住民の黎族の生活を描くと同時に、島民が日本軍を歓迎している記述が描かれている。

「海南島の島民で、黎族と呼ばれています。その数は20万と言われ、農業、牧畜、狩猟を仕事としてくらしています。島民たちは、日本に大へんしたしみをもち、日本とは強大だといっています。神代時代に、北に行ったのが日本人で、南に行ったのが黎族だとほこらかにいます。日本の兵隊さんのおかげで、これから幸福になれるのだと、大喜びです。」

「本島ノ統治権ハ帝国ニオイテコレヲ保持シ、ソノ重点ヲ永久的軍事基地ノ確保と国防上重要資源ノ開発ニ置キ大東亜建設ノ理念ニ即応シ、諸行政・基礎トナルベキ土地制度ヲ確立ス」(115一通し頁、以下同じ)。

軍事基地の確保は「永久的」なものとなされ、さらに軍事基地のみならず国防のための資源開発が目的であるとして、この目的のために土地制度の整備が課題として掲げられたのである。

この整備を行うために「地政課」が組織され、この部局が、総合立地計画、土地制度、土地政策、土地の管理、都市計画、土地の調査、土地の権利公証などの任務を引き受ける。さらに重要なことは、海南島における地政課の土地処理政策が、海南島にとどまらず日本のアジア軍事侵略の全体的な戦略の中に位置づけられていたということである。

海南島の「地政ハ大東亜共栄圏全域ノ総合的構成ノ下ニ運営スベキモノ」(118)である、と。

海南島では近代的な土地所有権は未整備であるが、日本軍は土地は私有されているものという前提の下に、非私有地は無所有の土地とみなしてこれを没収し、さらに私有されている土地についても、軍の許可制度によってこれを統制しようとした。つまり「土地私有ノ既成事ヲ保護スルコトニ依リ民心ノ安定ト社会経済秩序ノ維持ヲ図リ以テ土地ノ開発ヲ促進セント」する一方で、「土地私有制ヨリ生ズル本島ノ開発ニ対スル弊害ヲ防止スルタメニ一切ノ土地取引ニ統制ヲ加ヘ許可制トスル」(120)。

つまり、私有権が認定されていない共有地は、これをすべて軍の管理下に置き、さらに私有権が認められている土地についても、軍が許可制によって事実上の統制を加えることを意味した。その結果、「無主ノ荒レ地、無主地、不明地主地、逆産地等」が処分されすべて「官有地」(121)とされたのである。

さらにこの土地政策を実施するために、「地籍ノ完備」と「土地公証制度」の確立が提唱される。地籍を完備する必要性について、土地処理要綱はつぎのように述べている。「土地ノ実態ヲ量及質的ニ明確ナラシムルコトハ財政、経済、産業等諸政策ノ基底ヲナスノミナラズ、国土動員ノ必須要件ニシテ併セテ公証制度ノ確立ヲ期スル所以ナリ」(123)

このような法的措置は、帝国主義国が植民地の土地を収奪する常套手段であった。テッサ・モーリス・スズキ[2004]は、ペルーの経済学者エルナルド・デ・ソトに拠りつつ、資本主義が西洋で勝利した秘訣を「所有に関する西欧の法体系」に求めている。17-8世紀の欧米では、土地やその他の財産の所有に関する記録、登記方法が標準化され、それによって不動産や物的財産を交換し、貸借し、抵当化することができるようになる。これに対して非西欧の地帯では、所有権は伝統的な慣習や調停による裁定にもとづいて処理されてきた。そのような社会の土地所有権を奪うために西欧の征服者がやったことは、法的な地籍を確認するための公証制度を設けることであった。そうすれば、文書での登録をしていない土地はすべ

て征服者のものと認定することができるからである。

日本軍は『海南島不在者財産処理規程』（「支那事変関係一件／占拠地内施政関係」）を策定し、そこで土地所有権の帰属が不明確な土地をすべて軍が管理すべき土地とみなし、既存の権利をすべて放棄したものとみなした。

「第一条 本島ニ於ケル土地ニ付所有権ノ帰属明瞭ナラズ又ハ其ノ権利ヲ抛棄シタルモノト認ムルトキハ之ヲ官有トス

第二条 本島ニ於ケル土地ニ付其ノ所有権者ノ所在不明ナルトキ又ハ適正ナル管理者ナキトキハ特別ノ定ナキ限り軍ニ於テ之ヲ管理ス

第三条 前二条ノ規程ニ依リ官有トナリタル土地ノ上ニ有スル既往ノ権利ハ一切消滅シタルモノト看做ス。」

2 土地所有権剥奪の担い手一軍・開発会社・治安維持会

海南島における日本軍の土地政策は、軍の地政課だけでなく、軍が組織した民間組織（治安維持会）および日本の開発会社の連携の下で実施された。軍部にとって、開発会社は国防のための資源開発、日本の食料・原材料の生産を担う重要な機関であり、そのために軍部は開発会社の土地の確保を最優先する形で土地政策を推し進めたのである。

開発会社の土地処理について『土地処理要綱』ではつぎのように述べている。

「海南島ノ土地処理問題ノウチ当面ノ最モ緊急ヲ要スルモノハ、開発会社ノ土地使用ニ関スルモノニシテ、下部統治機構ノ整備セサル現状ニ於テ帝国ノ意図カ最モ容易ニ具現シ得ラルル地域並組織モ亦、開発会社ヲ中心トスルモノナルガ故ニ本項ヲ海南島地政トシテ第一ニ着手セントス」（128）

そして開発会社の任務としてつぎの三点を挙げる。

第一に、「軍ノ必要トスル食糧生産ノ確保」

第二に、「営利会社トシテノ固有事業ノ経営」

第三に、「農事指導即チ増産集荷並土地金融等ノ国策的統制機関トシテノ活動」（129）

軍部は、日本企業の任務として、まず軍の食料確保を最優先させ、さらに農業開発や土地金融などの開発政策を担うよう求めたのである。

日本企業の土地確保を最優先するという軍部の方針は、1942年（昭和17年）8月23日に海南海軍特務部の藤原海軍大佐が太田東亜局第一課長にあてた電文（「支那事変関係一件／占拠地内施政関係」）のなかに明記されている。電文の中で藤原大佐はこう述べている。

「海南島開発モ各部ノ有力ナル御支援ニヨリ漸次其ノ緒ニ就キ鉄鉦ニ生藍ニ農畜ニ、水産ニ、夫々相当ノ成果ヲ挙ゲツツアル次第ニ有之候。其ノ内鉄鉦開発ハ勿論第一義ニ属スルモノナルガ、コレガ原動力トナルベキ本島ノ日支人ノ食料確保ノ見地ヨリ、農林開発モ亦根本的重要問題ニ御座候。而シテ農林開発ノ為ニハ、先ヅ土地問題ヲ解決シテ以テ第一〔ニー引

用者] 我ガ進出農林関係会社四〇数社ヲシテ安心シテ投資シ熱心事業ニ専念セシメ、第二
[二] 支那人ノ土地ノ地籍ヲ整理シテ之亦安心シテ正業ニ精進セシムルノ要切ナルモノ有
(90)

土地処理政策の直接の目的が、食料確保のために日本の農林関係企業の投資活動を確保すること、そしてそのために土地制度の条件を整備することにあることがここでは端的に語り出されている。

この軍部の方針は、日本の開発会社にとっても海南島での営利活動を公式に保証されるものとして歓迎されるものであった。南方に進出した日本企業は、戦況が悪化するにつれて事業が困難となり、軍部の保証の下で企業活動を推進することを望んだのである。

「民間企業における有力企業家においても、南方における企業の存続が漸次圧迫と危険とを感ずるに至って、事業上の経験と技術と資材とを、新占領地の海南島において自由に發揮して社業の転換を図らんとする空気も濃厚であったので、熱帯地方農林業者は先を競って海南島への事業的進出を計画したのである」(86頁『日本の海外活動にかんする歴史的調査』23巻)

海南海軍特務部は「土地処理要綱」を作成した翌年(1943年)に別途「開発会社土地処理実施計画」(「支那事変関係一件ノ占拠地内施政関係」)を立案しており、そこでは開発会社の土地処理を最優先するという軍の方針がはっきりと打ち出されている。

そこでは開発事業者として下記の8社を特定し、この会社の事業地を指定する。台湾拓殖会社、明治製糖会社、塩水港製糖会社、大日本製糖会社、南国産業会社、南洋興発会社、三井農林会社、南洋護謨会社、がそれである。

これらの会社は、綿花(三井農林、南国産業)、製糖(明治製糖、南国産業、大日本製糖)、ゴム(南洋護謨会社、台湾拓殖会社)などの事業を営む会社である。

会社の事業地は、会社が経営にかかわる試作地、農場、事業場、建物敷地などをさすものと定義され、これらの土地が軍の保護の下に事業地として指定された。

また注目すべきことは、この事業地を確保するための任務を、治安維持会が担ったということである。

「拂下及買収ハ治安維持会ヲ通ジテ行フモノトス」(98)

事業地の占領は地元住民とのトラブルが予想されたために、「会社ハ住民及治安維持会トノ折衝ニ付極力円満ヲ期シ」(100)「将来に禍根を残さないように」して折衝を進めるように、との付記がなされている。

3 土地調査事業による土地の収奪

特務部は土地調査の目的をつぎのように述べている、

「全島ニ亘リ・各筆地ヲ調査シテ土地権利ノ様態ヲ整理シ其ノ帰屬ヲ明確ナラシメ且地

籍ノ設定ヲ行ヒ以テ土地制度ノ基礎ヲ確立シ国策的土地取得ノ合理円滑化、土地紛争ノ解消、民心ノ安定、土地金融ノ円滑化、負担ノ公平、税制ノ整備ヲ図リ、開拓民、都市計画、土木、農林其ノ他施設等ト相俟ッテ国土開発ノ基礎ヲ樹立シ本島施政理想ノ具現ニ貢献セントス」(137)

土地調査事業が、住民の不满や批判を抑制し、軍用地の領有を正当化し、開発政策の推進のための基礎的な要件であることが、ここに端的に語り出されている。この土地整理を実施するためには、数多くの法令の整備が必要となる。そのために、『土地処理要綱』では、諸種の法令を設けている。

緊急を要するものとして、土地処分統制令、不在者財産処理令が、土地整理の実施に必要なものとして、土地調査および地籍整理条例、地政局分課規程、地方土地委員会官制、紛争事件取り扱い規程、土地申告書記載要領などが制定された。特務部と開発会社と治安維持会は一体となって、土地の測量調査を実施し、地籍を確定する。この土地調査によって、正確な証拠資料があるものは民有地と認定するが、証拠資料が確認できない土地は官有地とみなされることになる。

「土地所有者明瞭ナラザル土地、又ハ所有者権利ヲ放棄セリト認メラルル土地ハ之ヲ官有地トス」(104)

これは朝鮮半島をはじめアジアの各地で日本が占領地の土地を収奪しその領有権を正当化するためにとった措置と同様であった。

さらに注目すべきことは、土地の測量と並んで、度量衡の制度を調査していることである。『暁の海南島』では、「南洋興発」が「民政の基礎ともいべき度量衡制度を調査した」(163頁)ことが記されている。土地の面積、長さ、秤の単位について慣習的な用法を調査し、合理的な統一基準を導入しようとする意図をここに読み取ることができる。占領地の総合的な領有のためには、空間を秩序づける原理の確立が必要だという認識の下に、統治政策が推進されたのである。

四 「経済開発」という名の収奪

日本軍はこのような土地所有権の支配を踏まえて、海南島の「経済開発」をこころみた。日本軍はそのために膨大な「開発計画」の要綱を作成している。『海南島経済開発要綱』⁸⁾がそれである。この『要綱』はつぎのような章からなっている。

第八章 電気事業の計画大綱

8) 四、五章で参照しているのは、以下の資料である。

『海南海軍警備府引渡目録』第二復員局残務処理部資料課、引渡目録28「海南島開発計畫要綱第二部」(8-15章)(防衛研究所図書館所蔵)

第九章 電気通信事業の計画大綱

第一〇章 鉄道事業の計画大綱

第一一章 道路・橋梁・及自動車運輸業の計画大綱

第一二章 内河運輸の計画大綱

第一三章 港湾及海運業の計画大綱

第一四章 都市計画大綱

海南島の主要な交通と通信のすべてにわたって設置計画がたてられる。しかも地理的条件、気象条件などの調査を踏まえて、綿密な建設計画が練り上げられる。それぞれの計画大綱でどのような計画が立てられ、どのような調査・測量がなされたのかを概観してみたい。

第八章の「電気通信事業」については、高原地帯を流れる内河流域が平坦なので堤防を築いて雨水を蓄積し、貯水池を設けて感慨事業に利用すると同時に、水力発電の利用を考慮すべきだという計画が立てられる。水力発電のために、河川流域における年間の雨量が計測され、河川の流量が推測される。水力発電は、鉱山開発と鉄道の電化のための電気を確保するために、昌化大江、寧辺溪において計画された。この建設のために、必要な労働者数、主要物資（鋼材、銅、セメント、木材、重油など）の数量が見積もられる。

第九章の「電気通信事業」については、軍用の通信と公衆の通信の共用の施設が5カ年計画で立てられる。電話および電信の設置が計画され、島内の電話線路、電信線路の建設、電話局（海口）の設置が検討されている。また島外については、無線通信のために通信所の設置、送信機・受信機の設営が検討される。さらには電話を利用した電話放送も計画された。電話放送は「島民ノ啓発、宣伝、慰安」を目的とするものであった。これらの設営のために、必要とされる電柱、機器修理工場、通信員、工員の数が見積もられる。

通信網の整備の5カ年計画は、それよりもさらに長期にわたって海南島を領有するための礎石づくりであった。

「本計画ハ、鉄其ノ他有良資源ハ勿論食料及軽工業製品ハ之ヲ島内ニ於テ自給シ得ル如ク開発ヲ進メ20年後ハ人口二倍ニ増加スル想定ノ下ニ5カ年計画ヲ樹ツルモノトス」(338)

第一〇章の「鉄道事業」については、その主要課題が、北部と南部をつなぐことにあり、主要都市の海口から東部沿岸地区の主要都市を経て南部の新興都市の榆林にいたる鉄道の敷設を「本島開発上最モ価値大ナルモノト予想セラル」(369)。

この線路敷設のために、各種の測量調査を実施し、線路建設に必要な工事数量（張芝、築堤、擁壁コンクリート、雑工コンクリートなど）、鉄橋の建設、隧道の建設の計画が練り上げられ、それぞれの建設キロ数、必要な資材の数量、工員の人数が割り出される。

第一一章の「道路、橋梁、自動車運輸業」については、島の周囲を走る環島道路が既設されているが、ほとんどが砂利道で、くぼみが多く、雨季には泥道になり、乾季にはほこりが舞い、劣悪な状態であるという概況がはじめに述べられる。したがって道路の設計標準は、

主として自動車が通行できるような構造規格（自動車の安全走行に必要な道路幅、砂利の土質）にすべきことが謳われる。そしてこのような道路計画の目的が、「国土ノ経済発達」、「新物資ノ運輸」、「統治」、「国防上ノ要求」といった多義的なものであることが強調される。（400）

「橋梁」については、既存の橋梁が極めて脆く、洪水に流されるため、重量物の運搬に耐えられる構造が求められた。

また「自動車運輸業」の計画については、それまで局地的で小規模な自動車営業しかなかったが、1942年（昭和17年）に全島循環路線の自動車営業が開通して、「交通ト治安ト開発状況ト併行シテ発達スベキ」条件が整えられた、とされる。さらに、第一章では、「海南島道路構造細則」を作成し、道路を自動車の荷重に耐えられる構造にすべきこと、道路幅、路肩の設置、橋梁と隧道の幅、道路の勾配、などについての詳細な基準が設けられている。また道路の路線を分類して、その区間を定め、それぞれの路線のキロ数、橋梁と隧道の距離数が測定されている。

第一二章の「内河運輸」については、海南島の内河が中央部にそびえる五指峰の連峰から北東部に流れる南渡江、東部に流れる万泉溪、東南に流れる稜水溪、西に流れる昌化大江、西北に流れる北門江を主たる河川とし、これらの河川を利用した舟運が、陸運と並んで重要な交通であることが指摘され、これらの河川の修復、流れの方向の調整などが目指される。その工事のために必要とされる労力、砂利・小石・丸太の数が算定される。また各地域の年間降水量が月別に計測され、主要河川の流量状況からそれぞれの河川の渇水量、豊水量、平水量が計測される。

第一三章の「港湾と海運業」については、南部の榆林港の修築工事が、国際交通運輸上からも、鉱物資源の海運上（田独鉱山の鉱石を運び出す港）からも、最優先課題として挙げられる。榆林港の修築工事は、岸壁の延長、荷役置き場の設営など既設設備を修築する第1期工事（約4年計画）と、その後の2期工事（商工業用のための新しい岸壁の敷設、護岸、物揚場、埋め立てなど）とに分けて計画が立てられた。

榆林港のほかには、海南島北部の主要港の八所港、主要都市である海口港、西部第一の商業港である白馬井港といった、島の主たる港すべてにわたる修築計画が練り上げられた。

五 「都市計画」という名の空間支配

海南海軍が作成した膨大な『経済開発要綱』の最終章（第14章）に「都市計画大綱」が収められている。それは個々の産業開発計画の総決算ともいべき総合計画であり、そこには日本軍による海南島の都市空間を総体として領有しようとする意図を読み取ることができる。

まず冒頭で、きわめて抽象的・一般的都市形成の歴史が述べられ、都市を秩序づける必要性が謳われている。つまり、人類は集団的生活をはじめて集落を形成し、各種の産業を興し、交通輸送機関を発達させ、都市を生み出した。だがこの膨張する都市を「放任スルニ於テハ乱雑ニシテ不衛生、不経済ナル結果ヲ招来シ、都市ハ人生ノ墳墓タルノ議ヲ免レズ。此処ニ於テ都市ノ無統制ノ形成膨張ヲ防ギ交通上、保安上、衛生上、経済上及防空上ノ観点ヨリ一定計画ノ下ニ快適ナル都市ノ出現ヲ必要トス」(497)

だが都市の無秩序と秩序という対照の中で、軍事占領下での都市開発という秩序づけの特定の方向性は包み隠される。この秩序づけは抽象的・一般的に合理的な基準にもとづいてなされるべきものとされている。だがそのような合理的基準の背景に「保安上」「防空上」の観点を重視した都市計画という特定の視点がはっきりと据えられている。

そしてこのような軍事的な合理性を追求するという観点から都市計画を実施に移すことは、歴史的・伝統的な形成物である海南島の諸都市においてきわめて困難であり多くの障害があることがはじめからわかっていたので、日本軍は既存の都市空間をそのままにしておいて、旧都市とは別の空間に、つまり旧市街地に隣接する地域に、軍部が描く機能的・合理的な都市空間を編成しようとする。このために「圏域ヲ想定」し、ある区域を定めて都市計画を実施しようとする⁹⁾。空間を編成する原理は、きわめて合理的・機能的なものである。都市空間を各種の機能に応じて仕切り、それぞれの空間をその機能にふさわしく編成するという「地域制」(ゾーニング)が提唱される。住居地域、商業地域、工業地域などの空間に分けて、「地域性ヲ設定シ、土地利用及之ニ建築セラルル建築物ノ用途並ニ構造ニーツノ統制ヲ加ヘ以テ都市ノ健全ナル発達ヲ期セントス」(499)

この基本方針にしたがって、海南島の主要都市の計画が練り上げられる。取り上げられている都市は、海口市、嘉積市、八所市、三亜市といった主要諸都市である。

海口市は海南島最大の都市で商業と交通の要地であるが、地理学的にみて低湿地で、さらには沼地が多いために、衛生上も、工事上も、きわめて多くの難題を抱えていることが指摘され、そのために市街地に接続する近隣地を利用して、そこに街路を設け、商業地、住宅地、官公庁地の区域設定をおこなうべきことが提案される。

嘉積市も同様に、「現市街地」の隣接適地を選んで、各種用地をふりわけるべきことが提案される。八所市の都市計画は、この都市が港湾都市であるがゆえに、港を中心にして編成

9) 伊藤金次郎『暁の海南島』[1942]には、三亜、榆林の日本による「都市創造(計画)」の様子が描かれている。台湾から来た年少の技師が榆林地区の図面を設計し区画割をしていると述べている。「この辺は、一面に椰子の林か、雑木雑草の原野でありますから、縦横無尽に設計図がかける」(155頁)

また区画割によってそこに町名をつけているが、その際に栄町、幸町、昭和町といった日本の町名がそのまま付けられている。かつて15-6世紀にヨーロッパがアメリカ大陸を征服したときに、ヨーロッパ人はやはりヨーロッパの都市名を征服の地で付与した。

されるべきことが強調される。港湾の直接後背地に工場を立地し、さらにその背後に、商業地域、住居地域を設けて、港湾都市と工業都市の形態を備える計画が提唱されている。

最後に、島の南部の主要都市である三亜市についても、現市街地が軍施設から見ても、生活の観点からみても不適當であるので、三亜の近くで、港がある榆林における都市計画が提唱される。港については、三亜港を軍事港として、榆林港を一般商港として機能分担によって活用すべきであると述べられ、新都市が榆林港を軸に編成されるべきことが強調される。

街路の編成については、熱帯都市であるがゆえに気候上の配慮が必要であることが記述されている。「市街全体ノ通風ニシテ連続セル一円ノ大都市ヲ構成スルコトハ、通風ヲ阻害シ、市街地内部ノ気温ヲ昂上セシムルノ結果トナルヲモッテ、熱帯都市ノ形態トシテハ望マシモノニアラズ且ツ防空の見地ヨリ見ルモ緑地ヲ取り入レルトトモニ分散的形態ヲ採ルベキ必要トス」(518)

いずれのゾーニングに際しても、それぞれの用地（官公庁地、商業地、工業地、住居地、公共建築地など）の面積が提示されている。さらに各都市の建設に当たって、街路の建設工事、橋梁工事のための概算設計がなされ、道路工、排水路工、塗装工などの必用人員と、資材の必要量が具体的な数値で見積もられている。

上記のような綿密な都市計画は、日本が「大東亜建設」の一環として海南島を位置づけ、そのための軍事占領上の要地として、また軍や日本の資源・食料確保のための要地として都市計画を練り上げたものであることを物語っている。このようなきわめて綿密な産業開発計画と都市計画が練り上げられていたということが、海南島の占領がけっしてたんなる一時的な軍事作戦上の占領ではなく、海南島の恒久的な支配を意図したものであることを語り出している。

結び

日本によるアジア太平洋の侵略戦争は、軍事侵略だけでなく、侵略地の資源・食料・原材料の収奪を招いた。さらにそれだけでなく、土地の所有権を奪い、空間を総合的に支配することを意図したものであった。日本軍のこの軍事戦略を日本の帝国議会は正式に承認している。海南島を占領した1939年（昭和14年）2月13日、衆議院では「我が陸海軍は緊密なる協力の下に海南島の上陸作戦に成功し南支の要衝を占領し一体の制海権を把握す。その戦局に及ぼす功績まことに偉大なり。衆議院は院議をもって閣下および将兵諸士の絶大なる勲功を感謝し深甚なる祝意を表す」という決議をおこなっている。

本論文では、日本軍による海南島の軍事占領がたんなる軍事作戦を越えて海南島の恒久的な開発＝略奪をその当初からねらったものであることを当時の軍部の原資料にもとづいて裏付けることを目的としている。この占領の過程で、島民、大陸から連行した中国人、朝鮮人

に対する虐殺、略奪、強姦などの行為が行われた。その実態については、「紀州鉾山の真実を明らかにする会」の一連の調査報告を参照されたい。

《参考文献》

- 紀州鉾山の真実を明らかにする会[1998] 「海南島 1998年夏－田独万人坑、石碌万人坑、八所万人坑、朝鮮村－」『パトローネ』写真の会パトローネ、35号
- 紀州鉾山の真実を明らかにする会[2000] 「海南島 2000年春－朝鮮村・后石村・大坡村・羊角嶺水晶鉾山－」『パトローネ』写真の会パトローネ、42号
- 紀州鉾山の真実を明らかにする会[2001] 「海南島 2001年1月－海南島駐屯日本海軍第16警備隊に虐殺された朝鮮人の遺骨が「発掘」された－」『パトローネ』写真の会パトローネ、45号
- 紀州鉾山の真実を明らかにする会[2002] 「海南島 2002年春－海南島で日本政府・日本軍・日本企業がおこなった侵略犯罪にかんする『現地調査』報告－」『パトローネ』写真の会パトローネ、50号
- 紀州鉾山の真実を明らかにする会[2003] 「海南島 2002年10月－海南島における日本の国家犯罪の共同調査－」『パトローネ』写真の会パトローネ、52号
- 紀州鉾山の真実を明らかにする会[2004] 「海南島 2003年夏－日本の侵略の時代は、おわっていない－」『パトローネ』写真の会パトローネ、56号
- 金静美[1997] 「強制連行された朝鮮人の故郷と朝鮮人が強制労働させられた地域を結ぶ民衆のきずなを!」『パトローネ』写真の会パトローネ、31号
- [2000] 「日本占領下の海南島における強制労働」、『戦争責任研究』27・28号、日本の戦争責任資料センター
- 太田弘毅[1982] 「海南島における海軍の産業開発」『政治経済史学』199号、政治経済史学会
- [1983] 「海軍の海南島統治について」『史滴』4号、早稲田大学東洋史研究室
- 三重県木本で虐殺された朝鮮人労働者の追悼碑を建立する会編[2002] 『紀伊半島・海南島の朝鮮人』
- 齊藤日出治[1998] 「木本トンネルと紀州鉾山」『大阪産業大学論集』社会科学編108号
- [2003a] 「ポストモダンにおける歴史の復権」『空間批判と対抗社会』現代企画室、所収
- [2003b] 「グローバリゼーションに抗する歴史的空間の創出」『季刊ピープルズ・プラン』23号、ピープルズ・プラン研究所
- 小池聖一[1995] 「海軍南方『民政』」（正田康行編著『「南方共栄圏」』多賀出版、所収）
- 佐藤正人[2001] 「日本占領下の海南島における朝鮮人虐殺」『アジア諸国の歴史教科書に現

れた抗日運動』国際教科書研究所
テッサ・モーリス・スズキ[2004] 「自由を耐え忍ぶ」『世界』2月号

《付記》

本論文は、「紀州鉾山の真実を明らかにする会」の活動による資料収集と海南島の現地調査活動の所産である。資料の収集に協力いただき筆者の問題意識を触発してくれた会員諸氏に感謝申し上げたい。また本論文は、プロジェクト共同研究「人権概念への社会経済学的アプローチ」(2000-2年度)および分野別研究「中国・海南島における日本の占領政策」(2003年度)による調査活動と資料収集の成果でもあることを付記しておきたい。